

◆令和5年度 雇用保険料率変更のお知らせ

「雇用保険料率」は、改定され、令和5年4月1日から以下の通り変更となります。

① 労働者負担分、② 事業主負担分ともに、0.1%、全体では、0.2%引き上げとなります。

事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業(R5年4月～改定後)	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
(改定前)	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造事業(R5年4月～改定後)	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
(改定前)	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業 R5年4月～改定後)	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000
(改定前)	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

※雇用保険二事業の保険料率は、引き続き3.5/1,000（建設業は、4.5/1,000）です。

補助金を活用して円滑な事業承継を図りませんか？

事業承継に課題のある中小企業が行う、新たな商品開発・サービス導入及び設備投資等で利用できる「佐賀県事業承継円滑化事業補助金」が、令和5年度も公募を予定されています。親族承継から、従業員承継、第三者承継を予定されている方は、当事業の対象となります。当所では、申請に必要な事業承継計画表の作成支援を行っています。

当補助金に関心のある方は、ぜひご相談下さい。

補助対象事業 事業承継に向けた以下の事業

- ① 売上確保の新たな商品開発・サービス導入（例：デザイン料、機械装置費）
- ② 生産性向上のための設備投資（例：商品管理システム、ITシステム設備導入等）

補助率・上限額 補助率：1/2 以内 補助上限額：100万円 **公募期間** 6月上旬頃

◆社員のモチベーション高めませんか！ ～社員への労いと期待を込めて！～

ご推薦いただいた従業員の方々を対象に、事業所の希望日に合わせて会頭名による表彰状を交付し、事業主から被表彰者に授与していただく「会員事業所優良従業員表彰」を実施しています。社員のモチベーションアップにも繋がりますので、ご検討下さい。

(永年勤続者表彰) 手数料：表彰状1枚につき、一律1,100円（消費税含）

- (1) 会員事業所に永年勤続され、勤務成績が優良な方
(勤続満10年、20年、30年以上)

(功労者表彰) 手数料：表彰状1枚につき、一律1,100円（消費税含）

- (2) 会員事業所を定年退職する従業員で、事業所の発展に功労のあった方
- (3) 会員事業所に勤務する従業員で、事業所の発展に功績のあった方



作成者：中小企業相談所 藤光